

十四 初期利子

が金と平
銀額し成すの国たは者にへにりに座も係
行を、十る税法金、又おた百算つにのる
休支次六こ率人額記はいだ分出い記と所
業払の年とをがに外てしのして載し得
日う算九が乗適当の国取、二たは又て税
に。式月でじ用該算法得當
當たに二きたを非式人す該
ただよ十る金受居にでる國
るしり日。額け住よあ者債
と、算を
き支出支
は払し払
、期た期

(二) 発行時において、
額面金額の総額× $\frac{22}{100} \times \frac{41}{365}$
銀額し成すの国たは者にへにりに座も係
行を、十る税法金、又おた百算つにのる
休支次六こ率人額記はいだ分出い記と所
業払の年とをがに外てしのして載し得
日う算九が乗適当の国取、二たは又て税
に。式月でじ用該算法得當
當たに二きたを非式人す該
ただよ十る金受居にでる國
るしり日。額け住よあ者債
と、算を
き支出支
は払し払
、期た期

十九八
三二一
発
振額最
の経利
払過
込利
み子率
發行行
価格
単位
面日

(一) 年以額平す額の振
む十式は二上面成るの記替
も号に、募・の金十。整載法
のによ払いニそ額六
と規り込決パれ百年
す定算金定一ぞ円四
るす出額のせれに月
。るしに通ンのつ三
期た加知ト應き十
日金えを募百日
に額、受価円
払を次け格九
い第のた
込二算者
十
一
五
万
円

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		參	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期における利息の支払は、その日以前六月間に属する利子額の支払とし、その利息額は、日本銀行が支払う。三十一年三月二十日につき百円

財務大臣から通知を受けた者

平成十六年四月三十日

その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。